

## 横浜市日下地域ケアプラザ及び横浜市中野地域ケアプラザの運営法人の合併に伴う 指定管理者の取り扱いについて

### 1 趣旨

横浜市日下地域ケアプラザ（港南区）及び横浜市中野地域ケアプラザ（栄区）については、社会福祉法人杜の会（以下「杜の会」という。）が指定管理者として運営を行っています。

このたび杜の会から、平成 29 年 4 月 1 日をもって、社会福祉法人くるみ会（以下「くるみ会」という。）に吸収合併される予定であるとの報告がありました。

このため、横浜市日下地域ケアプラザ及び横浜市中野地域ケアプラザの指定管理者について、再度、指定管理者を指定します。

指定議案に関しては、合併が健康福祉局監査課において認可されたことを確認した後、平成 29 年第 1 回市会定例会に議案提出することを予定しています。

### 2 合併による指定管理者の指定手続き

#### （1）指定手続きの規定

ア 指定管理者として指定された後に、団体の合併等により、団体の法人格に変更があった場合には、原則として指定管理者を再度指定することが必要となり、議会での議決を要することとなります。（裏面【参考 1 指定管理者制度運用ガイドライン】参照）

イ 合併後に指定管理業務を承継する団体について、各区において施設運営能力を改めて審査します。（裏面【参考 2 地域ケアプラザ基本協定書】参照）

ウ 地域ケアプラザの指定管理者の指定にあたり、「特別の事情」がある場合、非公募とすることができます。（裏面【参考 3 横浜市地域ケアプラザ条例第 4 条第 3 項】参照）

#### （2）今回の手続き

杜の会が運営している指定管理施設については、合併後はくるみ会が指定管理業務を承継することになっています。また、くるみ会は本市との基本協定書を遵守し、事業計画を実行するとともに、職員の雇用や施設の運営体制についても従来通りの考えを基本に継続することとしています。

今後、法人合併後の各地域ケアプラザの事業計画書等の提出を受け、港南区及び栄区において審査を行います。現在のところ、運営体制が継続され、その事業内容に変更が見込まれないため、「特別の事情」にあたるものとして、非公募で手続きを進めることを予定しています。

地域ケアプラザ	住所	指定期間
横浜市日下地域ケアプラザ	港南区笹下 3-11-1	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
横浜市中野地域ケアプラザ	栄区中野町 400-2	

### (3) 今後の予定

- 平成 28 年 12 月 くるみ会が健康福祉局監査課に合併認可申請書を提出
- 平成 29 年 1 月まで 合併認可後、くるみ会が港南区及び栄区に事業計画書等を提出し、各区で  
審査
- 2 月 指定議案提出
- 4 月 1 日 合併

#### 【参考 1 指定管理者制度運用ガイドライン（抜粋）】

##### (5) 法人格等変更時の再指定

指定管理者として指定されたのちに、団体の合併や NPO 等の法人格取得または公益法人改革関連 3 法への対応等によって、団体の法人格に変更が加えられた場合には、原則として指定管理者を再度指定することが必要となり、議会での議決を要することとなる。

しかし、法人の名称のみが変更された場合や、旧民法第 34 条に基づく社団法人又は財団法人が、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益法人となった際に、法人としての「同一性」が保持されている場合には、再度の指定は不要であると考えられる。

#### 【参考 2 地域ケアプラザ基本協定書（抜粋）】

##### (法人格等変更時の対応)

第 81 条 指定管理者は、合併、法人格の変更、公益法人制度改革への対応等により自らの法人格に変更が生じることが見込まれることとなった場合には、市に対して直ちに報告しなければならない。

2 市は、指定管理者から前項による報告があった場合、本指定管理業務を承継すると推定される新しい法人（以下、「新法人」という。）について、施設運営能力等を審査することを目的として、指定管理者又は新法人から以下の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款又はそれに類するもの
- (3) 法人登記に係る全部事項証明書
- (4) その他市が必要と認める書類

3 市は、指定管理者から提出された書類をもとに、新法人が指定管理者として業務を行うことの適否について審査し、指定管理者に対して審査の結果を速やかに通知しなければならない。

4 市による審査の結果、新法人を指定管理者として指定しないと判断された場合、指定管理者又は新法人に損害又は増加費用が生じて市はその賠償の責めを負わないものとする。

#### 【参考 3 横浜市地域ケアプラザ条例第 4 条第 3 項】

3 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。